

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年10月6日  
照会部署名 南関東ブロック本部厚年適用支援グループ  
照会担当者 アシスタントインストラクター スタッフ職 杉田 一彦  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス : [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 川合

(受付番号)

<del>ブロック本部受付番号 No.0000-000</del>	本部受付番号 No.2010—993
-----------------------------------	--------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

法人役員の被保険者資格について

(内容)

当ブロック管内の事業所より、法人役員の被保険者資格について別紙のとおり照会があつたため、ご教示ください。

(対応案)

当ブロックとしては、今回の事例は、疑義照会回答票No.2010-77に示されている「経常的な労務の提供と、その対価として報酬が発生しているかどうか」により判断されるものと考えており、当該取締役は伝票処理・庶務業務に従事し、その対価として（月10万円）を得ているものとすれば、被保険者資格は継続することが妥当であると考えています。

しかし、疑義照会No.2010-77の回答において示されている『判断材料例』に当てはめて考えると、同回答は労務の提供例と支払を受ける報酬水準の考え方を示しているに過ぎず、それぞれの判断材料がどの程度の場合に適用となり、適用とならないか、また、複数の判断材料を組み合わさることが必要かどうかについては示されていないため、結論が出せません。

よって、「それぞれの事案ごとに実態を踏まえて判断する」ための目安となる基準をお示しいただくと共に、当該事例の回答についてもご教示いただくよう願いいたします。

(ブロック本部回答)

上記はブロック本部による疑義照会

(本部回答)

法人の代表者の被保険者資格基準については、疑義照会回答 No.2010-77 の回答にもあるが、その業務が実態において法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供であり、かつその報酬が当該業務の対価として当該法人より経常的に支払いを受ける者であるかを基準として判断することになる。

ご照会の事例においては、定期的とはいえないまでも、行うべき具体的職務が経常的に存在しており、また多くの職を兼ねていないことから、専属性に従事していると解される。

その対価として月 10 万円であれば、社会通念上、実費弁済金額とはいえず、労務の対償による報酬と考えるのが妥当であることから、被保険者資格は継続すると判断するのが妥当である。

疑義照会回答 2010-77（判断の材料例）は、「経常的な労務の提供かつその報酬が当該業務の対価として当該法人より経常的に支払いを受ける者」を判断する上での一例であり、名称は役員であっても、職務や職責は多様であることから、一律的な判断は難しく、あくまでも実態に基づき総合的に判断していただきたい。

回答日	平成 22 年 11 月 1 日
回答部署名	厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者	(一般) 上仁 武
連絡先	[REDACTED]
メールアドレス	[REDACTED]

主管担当部署の長の確認  
(軽微なものについてはグループ長)

山上